

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

川崎市長

公表日

令和3年11月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給等に関する事務
②事務の概要	<p>高齢期における適切な医療の確保等を行い、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図るため、後期高齢者医療被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律等により定められた資格管理、給付及び保険料等に関する事務のうち、川崎市では、保険料の徴収事務及び申請の受付等被保険者の便益の増進に寄与するものとして定められた事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)においては、別表第一項番59の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 資格に関し以下の事務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 資格に関する申請及び届出の受付及び広域連合への必要な情報の提供 被保険者証及び標準負担額減額認定証・限度額適用証の引渡し及び返還の受付 被保険者証及び標準負担額減額認定証・限度額適用証の再発行申請の受付 保険給付に関し以下の事務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 給付に関する申請の受付 特定疾病療養受療証の引渡し及び返還の受付 保険料の賦課及び徴収に関し以下の事務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報の入手及び広域連合への提供 広域連合が決定した賦課情報の管理及び保険料(納入)額通知書・納付書の被保険者への送付 保険料に関する申請の受付 特別徴収対象者の決定及び特別徴収情報の管理 保険料期割情報の作成及び管理 徴収した保険料等の収納情報の管理及び滞納情報の管理 滞納保険料の納付相談、分割納付処理及び履行状況の管理 保険料過誤納金の還付及び充当 保険料の口座振替処理 資格、給付及び保険料に関する申請書及び届出書の広域連合への送付を行う。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、システム連携基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第1の59の項 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局医療保険部医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局医療保険部医療保険課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2655 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>健康福祉局医療保険部医療保険課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2655</p>

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	番号法第9条第1項 別表第1の59の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)	・番号法第9条第1項 別表第1の59の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	健康福祉局地域福祉部長寿医療課長 紺野祐哉	健康福祉局地域福祉部長寿医療課長 青木一広	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	(省略) ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	(省略) ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成27年5月1日時点	平成28年6月9日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成27年5月1日時点	平成28年6月9日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成28年6月9日時点	平成29年5月22日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成28年6月9日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	健康福祉局地域福祉部長寿医療課	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	健康福祉局地域福祉部長寿医療課長 青木一広	長寿・福祉医療課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	・健康福祉局地域福祉部長寿医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3487 (以下略)	・健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2655 (以下略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 問合せ 連絡先)	健康福祉局地域福祉部長寿医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3487	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2655	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成29年5月22日時点	平成31年1月21日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	III しいき値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	(様式改訂に伴い、項目を追加)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	・番号法第9条第1項 別表第1の59の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の59の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課	健康福祉局医療保険部医療保険課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	長寿・福祉医療課長	医療保険課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	・健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 電話番号: 044-200-2632 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局医療保険部医療保険課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 電話番号: 044-200-2655 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 電話番号: 044-200-2108	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 電話番号: 044-200-2632	健康福祉局医療保険部医療保険課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 電話番号: 044-200-2655	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II しいき値判断項目(1. 対象 人数)	平成31年1月21日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II しいき値判断項目(2. 取扱 者数)	平成30年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II しいき値判断項目(3. 重大 事故)	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	IV リスク対策	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない